

件名：新型コロナウイルス感染症（商用便の運航制限の30日間の延長）

<ポイント>

- 12日、ベネズエラの航空当局が、商用便の運航制限を、11月12日までの30日間延長すると発表しました。引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止となります。
- 「7+7プラス」により、非常事態宣言が継続しています。
- 新型コロナウイルスの感染者数は、依然として高い数値で推移していますので、十分注意してください。

<本文>

1. 12日、ベネズエラの航空当局は、商用便の運航制限を、11月12日までの30日間延長するとのコミュニケを発表しました。これにより、各航空会社も、現在各社で設定している運航停止期間を延長することが想定され、引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止が継続されます。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されている場合は、当館まで御一報願います。

2. ベネズエラ政府は、非常事態宣言の延長について発表しておりませんが、現在行われている社会的集団隔離と緩和を7日間ずつ実施する「7+7プラス」により、非常事態宣言が継続しています。特に、Cuarentena Radical と呼ばれる7日間については、商業施設の業務制限等が継続しています。今週は、12日から Cuarentena Radical が実施されています。

3 (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、12日までの累計で、症例数が83,756名、死亡者数が704名、治癒数が75,400名となっています。依然として高い数値で推移しております。

(2) 現在の感染は主に市中感染であり、特に、カラカス首都区等の都市部での感染者数が高く推移しております。

(3) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も大事です。

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(4) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view

(5) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(6) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>